

建築物清掃業

○建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）

1 建築物清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 真空掃除機
- イ 床みがき機

(2) 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していないもの

(3) 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(4) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、清掃用機械器具、清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
 - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。

- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 7 1から6までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 8 7に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 9 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第25条第2号に規定する者であること (清掃作業監督者の資格を有すること) を証する書類 (様式第3)
- ウ 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第4)
- エ 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式5-1、5-2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○清掃作業監督者講習会修了者	○清掃作業監督者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し) (原本と照合のこと)

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程 (日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- 4) 作業報告作成の手順

建築物空気環境測定業

○建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業

1 建築物空気環境測定業の登録基準

(1) 規則第3条第1項第1号の表の各号の下欄に掲げる測定器（同表第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）及び☆空気環境の測定作業に必要な機械器具を有すること。

☆ 「空気環境の測定作業に必要な器具」とは、測定器固定用スタンド等をいう。

第1号 グラスファイバーろ紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は★厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として校正された機器

★ 1年以内ごとに1回

第2号 検知管方式による一酸化炭素検定器

第3号 検知管方式による炭酸ガス検定器

第4号 0.5度目盛の温度計

第5号 0.5度目盛の乾湿球湿度計

第6号 0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

(2) 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者
- 2 5年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者
- 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1（2）イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第26条第3号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- 2 空気環境の測定結果を5年間保存すること。
- 3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物空気環境測定業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第26条第2号に規定する者であること (空気環境測定実施者の資格を有すること) を証する書類 (様式第3)
- ウ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式5-1、5-2)
- エ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○空気環境測定実施者講習会修了者	○空気環境測定実施者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し) (原本と照合のこと)
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し (再登録の際は、空気環境測定実施者再講習会修了証書の写し) (原本と照合のこと)

3 手数料

35,000円

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの実施者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 空気環境の測定方法
- 2) 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

建築物空気調和用ダクト清掃業

○建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

1 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア ☆電気ドリル及びシャー又はニブラ
- イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
- ウ ★電子天びん又は化学天びん
- エ コンプレッサー
- オ 集じん機
- カ 真空掃除機

☆ ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。

★ 1mg以上の分解能を有するものに限る。

(2) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は※厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(4) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクト清掃作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 2 5年以上建築物における空気調和用ダクトの清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1(2)イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第26条の3第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 2 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 5 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書(様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物空気調和用ダクト清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面(様式第2)
- イ ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第26条の3第2号に規定する者であること(ダクト清掃作業監督者の資格を有すること)を証する書類(様式第3)
- ウ ダクト清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式第4)
- エ ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(様式5-1、5-2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○ダクト清掃作業監督者講習会修了者	○ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し(再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)(原本と照合のこと)
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し(再登録の際は、ダクト清掃作業監督者再講習会修了証書の写し)(原本と照合のこと)

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
- 4) 作業報告作成の手順

※

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
 - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

建築物飲料水水質検査業

○建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業

1 建築物飲料水水質検査業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- イ フレームレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置
- ウ イオンクロマトグラフ
- エ 乾燥器
- オ 全有機炭素定量装置
- カ pH計
- キ 分光光度計又は光電光度計
- ク ガスクロマトグラフ質量分析計
- ケ 電子天びん又は化学天びん

(2) 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

(3) 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であつて、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

水質検査を適確に行うことができる検査室とは、基本的には以下の要件を満たしている検査室をいうものであること。

- ア 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- イ 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ウ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- エ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- オ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- カ 天びん台など必要な部分に必要な防震措置が施されていること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第27条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 3 水質検査の結果を5年間保存すること。
- 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備については、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1、2、4及び5に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、検査結果の保存は自ら実施すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、次の者をいうものであること。

- ア 技術士法第2条に規定する技術士（技術士法施行規則第9条、第10条及び第11条の技術部門について行われた技術士法第7条に規定する本試験に合格した者に限る。）
- イ 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検査に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して、上記1の（3）のア又はウに掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの（ただし、上記1の（3）のア又はウに規定する実務経験を有することを必要とする。）

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物飲料水水質検査業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面 (様式第6)
- ウ 水質検査実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第27条第3号に規定する者であること (飲料水水質検査実施者の資格を有すること) を証する書類 (様式第3)
- エ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式5-1、5-2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	○卒業証明書、実務従事証明書 (卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。その場合には、原本と照合のこと。)
○衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	○衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
○学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	○卒業証明書、実務従事証明書 (卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。その場合には、原本と照合のこと。)
○技術士	○技術士登録証の写し
○学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	○卒業証明書、実務従事証明書 (卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。その場合には、原本と照合のこと。)

3 手数料

35,000円

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの実施者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 水質検査の方法 (試料の採水及び保存に関する事項を含む。)
- 2) 試薬及び標準物質の保管方法
- 3) 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- 4) 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 5) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

建築物飲料水貯水槽清掃業

○受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

1 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 揚水ポンプ
- イ 高圧洗浄機
- ウ 残水処理機
- エ 換気ファン
- オ 防水型照明器具
- カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

(2) (1) の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

(3) (1) の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

(4) 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(5) 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(6) 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、★厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

- 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
- 1 定期的に行われるものであること。
 - 2 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
 - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

- 1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
 - 2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
 - 3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
 - 4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
 - 5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限る。
- 1) アの1) から3) までの掲げる要件を満たしていること。
 - 2) 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
 - 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
 - 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

- 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。
- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
 - 2 5年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
 - 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽の清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1(4)イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書（様式第1）

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は、営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物飲料水貯水槽清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面（様式第2）
- イ 機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面（様式第6）
- ウ 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第28条第4号に規定する者であること（貯水槽清掃作業監督者の資格を有すること）を証する書類（様式第3）
- エ 貯水槽清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面（様式第4）
- オ 貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（様式5-1、5-2）
- カ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○貯水槽清掃作業監督者講習会修了者	○貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し（再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し）（原本と照合のこと）
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し（再登録の際は、貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証書の写し）（原本と照合のこと）

3 手数料

35,000円

★

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第28条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- 2) 使用する塩素剤の名称及び使用方法
- 3) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 従事者の検便等の時期及び検査機関
- 7) 作業報告作成の手順

建築物排水管清掃業

○建築物の排水管の清掃を行う事業

1 建築物排水管清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア ☆内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
- イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
- ウ ワイヤ式管清掃機
- エ 空圧式管清掃機
- オ 排水ポンプ

☆ ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。

(2) (1) の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

(3) (1) の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。

(4) 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(5) 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、★厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
 - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、排水管清掃業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。

- 1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- 2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- 3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- 4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- 5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限る。

- 1) アの1) から3) までに掲げる要件を満たしていること。
- 2) 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物における排水管の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 2 5年以上建築物における排水管の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管の清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1（4）イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物排水管清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面 (様式第6)
- ウ 排水管清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第28条の3第4号に規定する者であること (排水管清掃作業監督者の資格を有すること) を証する書類 (様式第3)
- エ 排水管清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第4)
- オ 排水管清掃作業及び排水管清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式5-1、5-2)
- カ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○排水管清掃作業監督者講習会修了者	○排水管清掃作業監督者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し) (原本と照合のこと)
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し (再登録の際は、排水管清掃作業監督者再講習会修了証書の写し) (原本と照合のこと)

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

★ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第2号) 第28条の3第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- 2 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- 3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- 4 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- 5 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名 (法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程 (排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) 保管庫の管理責任者の氏名
- 4) 作業報告作成の手順

建築物ねずみ昆虫等防除業

○建築物におけるねずみ、昆虫等☆人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

☆ ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。

1 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- ウ 噴霧器及び散粉機
- エ 真空掃除機
- オ 防毒マスク及び消火器

(2) (1)の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

(3) ねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、ねずみ、昆虫等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(5) ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、★厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

ア 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

- 1) 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- 2) 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 3) 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- 4) 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- 5) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- 6) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。

- 1) アの1) から4) までに掲げる要件を満たしていること。
- 2) 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- 5) 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除に関する実務に従事した経験を有する者
- 2 5年以上建築物におけるねずみ、昆虫等の防除に関する実務に従事した経験を有する者
- 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、当面は一律に定めることは予定していないものであること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
- (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 申請の手続き

(1) 登録申請書(様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物ねずみ昆虫等防除業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面(様式第2)
- イ 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面(様式第6)
- ウ 防除作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第29条第3号に規定する者であること(防除作業監督者の資格を有すること)を証する書類(様式第3)
- エ 防除作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式第4)
- オ 防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(様式5-1、5-2)
- カ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○防除作業監督者講習会修了者	○防除作業監督者講習会修了証書の写し(再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)(原本と照合のこと)

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

★ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第29条第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の使用人及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)
- 2) 使用する薬剤の種類
- 3) 薬剤の保管方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 作業報告作成の手順

建築物環境衛生総合管理業

○建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業

1 建築物環境衛生総合管理業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 真空掃除機
- イ 床みがき機
- ウ 規則第 26 条第 1 号の測定器及び器具（建築物空気環境測定業の登録基準に同じ。）
- エ 残留塩素測定器

(2) 業務全般を統括する者が、建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しないもの

(3) 清掃作業の監督を行う者が建築物清掃業の登録基準（規則第 25 条第 2 号）に規定する要件に該当するものであること。

(4) 清掃作業に従事する者が建築物清掃業の登録基準（規則第 25 条第 3 号）に規定する要件に該当するものであること。

(5) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第 44 条第 1 項に規定する技能検定であってビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しないもの

(6) 空気環境の測定を行う者が建築物空気環境測定業の登録基準（規則第 26 条第 2 号）に規定する要件に該当するものであること。

(7) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

(8) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、★厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物環境衛生総合管理業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 統括管理者の氏名を記載した書面及びその者が規則第30条第2号に規定する者であること(統括管理者の資格を有すること)を証する書類 (様式第3)
- ウ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第30条第3号に規定する者であること(清掃作業監督者の資格を有すること)を証する書類 (様式第3)
- エ 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第4)
- オ 空調給排水管理監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第30条第5号に規定する者(空調給排水管理監督者の資格を有すること)であることを証する書類 (様式第3)
- カ 空調給排水管理従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第4)
- キ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第30条第6号に規定する者であること(空気環境測定実施者の資格を有すること)を証する書類 (様式第3)
- ク 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式第5)
- ケ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
(統括管理者) ○統括管理者講習会修了者	○統括管理者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)(原本と照合のこと)
(清掃作業監督者) ○建築物清掃業に同じ	○建築物清掃業に同じ
(空調給排水管理監督者) ○空調給排水管理監督者講習会修了者	○空調給排水管理監督者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)(原本と照合のこと)
(空気環境測定実施者) ○建築物空気環境測定業に同じ	○建築物空気環境測定業に同じ

3 手数料

45,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者等の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 建築物清掃業及び空気環境測定業の作業手順に掲げる事項
- 2) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- 3) 2)に関する作業報告作成の手順

★ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第30条第8号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、建築物清掃業の1から8までに掲げる要件を満たしていること。

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を掃除し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、建築物空気環境測定業の1から3までに掲げる要件を満たしていること。

五 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、飲料水貯水槽清掃業の4と同様の措置を講ずること。
- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。

2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。